

ご寄付に対する税制上の優遇措置について

個人によるご寄付

1 所得税

(公財)おおいた共創基金への寄付金は、「税額控除」か「所得控除」のいずれか有利な方式を寄付者が選択し、寄付金控除を受けることができます。

多くの場合、「税額控除」を選択された方が、税額が従来よりも少なくなります。

① 税額控除の計算

$$\frac{(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円})}{100} \times 40\% = \text{寄付金控除額}$$

(注 1) 寄付金合計額は、年間所得金額の 40% が限度額になります。

(注 2) 寄付金控除額は、所得税額の 25% が限度となります。

② 所得控除の計算

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率} = \text{寄付金控除額}$$

(注 1) 寄付金合計額は、年間所得金額の 40% が限度額になります。

2 個人住民税

都道府県・市町村が各々の条例で指定した寄付金が、個人住民税の軽減措置(寄付金控除)の対象となります。(全国一律ではありませんのでご注意ください)

寄付金額から、2,000 円を差し引いた額を元に、以下の条件で寄付金控除が受けられます。

- ・ 都道府県指定の場合は、4 % が個人県民税の税額控除となります。
- ・ 市町村指定の場合は、6 % が個人市町村民税の税額控除となります。

所得税の確定申告の際に、個人住民税の寄付金控除も併せて申告できます。

上限額は、年間所得の 30 % までとなります。

3 法人によるご寄付

(公財)おおいた共創基金に対するご寄付は、一般寄付金とは別枠で、以下の金額を限度として、損金算入することができます。

・ 損金算入限度額＝（資本金等の金額×0.375%＋所得金額×6.25%）÷2

* 資本金等の金額は、資本の金額と資本積立金の合計額を指します。

限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

寄付金を損金に算入するには、確定申告書に寄付金額を記載し、寄付金の明細と領収書をご提出ください。

詳しくはお近くの税務署、税理士までご確認ください。